

兵庫医科大学動物実験委員会規程

第1条 兵庫医科大学動物実験規程第5条に基づき、兵庫医科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営について定める。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる学識経験者で構成する。

- 1 動物実験を行う講座及び学科目の教員 4名
 - 2 兵庫医科大学病態モデル研究センター長
 - 3 病態モデル研究センターの実験動物管理者
 - 4 遺伝子組換え実験安全主任者又は同等の知識と経験を有する者 若干名
 - 5 病原体等管理責任者又は同等の知識と経験を有する者 若干名
 - 6 倫理審査委員会委員長又は倫理審査委員から委員長が推薦する者 若干名
 - 7 化学物質について優れた識見を有する者 若干名
 - 8 動物実験に直接関与しない者 若干名
 - 9 学務部長
 - 10 その他学長が必要と認めた者
- ② 委員のうち1名以上は本学に在籍しない者とする。
③ 第1項第1号委員は教授会の意見を聴き、学長が委嘱する。
④ 第1項第4号から8号及び10号委員は学長が指名する。
⑤ 第1項第1号委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
⑥ 委員に欠員が生じた場合は補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- ② 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
③ 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の内から指名する。
④ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときは職務を代行する。

第4条 委員会の議決は、委員の過半数の賛同を要する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 前項にかかわらず、動物実験計画の審査は、動物実験委員会審査細則に定めるところとする。

第5条 委員長は、必要あるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

第6条 委員は動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

第7条 委員は自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

第8条 委員会の事務は、学務部において行う。

第9条 この規程の改廃は学長が発議し、教授会の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成 2 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 6 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 10 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(事務局組織の一部改組)

附 則

この改正は、2019 年 9 月 17 日から施行する。